

情報公開制度の運用に係る延長決定の取扱いの見直しについて

1 趣旨

近年、行政需要の高まりを受け、情報公開請求の件数も大幅に増加し、請求内容も複雑多様化している。

このような状況に伴い、文書の検索や特定、被覆といった公開決定等に係る事務処理にこれまでより時間を要することとなり、結果として、即日公開の割合も減少している。

そこで、情報公開制度の効率的な運用の観点から、即日の公開決定等ができない場合に行っている延長決定に係る手続の見直しを図る。

2 見直しの内容

上記趣旨を踏まえ、即日の公開決定等ができない場合における延長決定を要しないものとする。

なお、公開決定等については引き続き「直ちに」行う。

3 今後の予定

令和8年9月	条例改正案上程
令和8年10～12月	周知
令和9年1月	改正条例施行、運用開始

4 その他

本見直しについては、令和8年7月13日に開催された文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会に諮問し、見直しが妥当である旨の答申を受けている。